

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市ボランティア募集要項

### 1 趣旨

この要項は、大津市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、全国から大津を訪れる人を歓迎するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市市民運動基本計画」に基づき、大会に携わるボランティアの募集について必要な事項を定める。

なお、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）では、ボランティア活動参加者全員を大会の応援団として捉え、参加者一人ひとりの想いを「大会応援宣言」として表現することで、多くの市民の参加を促進し、大会の機運醸成を図るものとする。

### 2 募集主体

市準備委員会

### 3 活動内容

大会に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

	区分	主な活動内容	
①	広報ボランティア	市準備委員会 SNS アカウントのフォローや SNS 等を活用した自らの情報発信、大会 PR イベントの運営補助等	
②	美化ボランティア	市内各所の清掃美化活動	
③	運営ボランティア	受付	競技会場等での受付及び資料配布の補助
		案内	競技会場等での案内の補助
		休憩所等	休憩所やふるまいコーナー等におけるおもてなしの補助
		弁当配布	弁当の配布及び空き箱の回収等の補助
		清掃美化	競技会場内外の清掃美化活動の補助
		運営一般	その他競技会場等の準備及び運営に関する活動の補助

#### 4 募集期間

募集期間は下記の年度のうち、市準備委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまでとする。ただし、市準備委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

①	広報ボランティア	令和4年度
②	美化ボランティア	令和5年度
③	運営ボランティア	

#### 5 募集人数

募集人数については下記のとおりとする。ただし、市準備委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

①	広報ボランティア	3,000人程度
②	美化ボランティア	500人程度
③	運営ボランティア	1,500人程度

#### 6 応募要件

大津市内に在住、通勤、通学している個人又は団体で、下記のとおりとする。ただし、市準備委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、応募時点で18歳未満の者については、申込の際に保護者の同意を必要とする。

①	広報ボランティア	小学生以上とする。ただし、小学生の場合は、活動の際に保護者又は監督者の同伴を必要とする。
②	美化ボランティア	
③	運営ボランティア	中学生以上とする。

#### 7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、市準備委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、市準備委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

#### 8 登録・変更及び抹消

- (1) 市準備委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 市準備委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 市準備委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
  - ア 本人又は団体から届出があった場合

- イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
- ウ 大会運営に支障があると判断した場合

## 9 活動期間

ボランティアの登録後から大会終了までとする。

## 10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、市準備委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 11 研修等

市準備委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

## 12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

## 13 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び食事等を必要に応じて市準備委員会が支給する。

## 14 保険

ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて市準備委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、市準備委員会は責任を負わないものとする。

## 15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「県準備委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県準備委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

## 16 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) わたSHIGA輝く障スポにおけるボランティア募集については、県準備委員会が主体となって実施する。

## 附則

この要項は、令和4年6月24日から施行する。

## 第79回国民スポーツ大会大津市医療救護要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

#### (3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、AED等を配備する。

### 4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

#### (1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

#### (2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

#### (3) 国スポ関連イベント等における医療救護

大津市主催及び大津市内で開催される国スポ関連イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

宿舎において、国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに大津市実施本部に連絡する。

また、市準備委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関、関係団体等と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

## 第79回国民スポーツ大会大津市感染症（防疫）対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

### 3 感染症（防疫）対策

#### （1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

#### （2）感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

また、大津市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

#### （3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関、関係団体等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

### 4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこ

の要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

## 第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会(以下「市準備委員会」という。)は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

#### (2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関、関係団体等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

#### (3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

##### ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食(弁当を含む。)を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他市準備委員会が必要と認めた者

##### イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感



染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

## 第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

#### (2) 会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

#### (3) 生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

#### (4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

#### (5) 廃棄物の適正な処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。

また、リサイクルができない廃棄物については適正な処理に努める。

(6) ねずみ・衛生害虫等の駆除

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(7) 飲料水による事故の防止

水道事業者、その他関係機関、関係団体等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。

また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

#### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

## 第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送・交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「県準備委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

### 3 輸送・交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は大津市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、市準備委員会が必要と認めた者

#### (2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

#### (3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、競技会の運営上、やむを得ない場合を除いて、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。

#### 4 輸送・交通業務の内容

##### (1) 輸送業務の内容

###### ア 輸送計画の策定

関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

###### イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

###### ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

###### エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

###### オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって大津市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

###### カ 同一競技が大津市と大津市以外の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が大津市と大津市以外の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地準備委員会と協議のうえ、必要に応じて、実施する。

###### キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

###### ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

###### ケ 全国輸送との連携

###### (ア) 指定下車駅等の設定

県準備委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

###### (イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市準備委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

## (2) 輸送力の確保

### ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

### イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要台数を市準備委員会が確保する。

### ウ 予備車の確保

国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

## (3) 交通業務の内容

### ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

### イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

### ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

### エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

### オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関、関係団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

### カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

### キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

### ク 交通環境整備

国スポ期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に

対し、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

#### ケ 道路機能の保全

国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

### 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附則

この要項は、令和4年6月27日から施行する。

## 1 会議等の開催

### (1) 総会

第2回総会（令和4年3月4日（金））（書面開催）

### (2) 常任委員会

第2回常任委員会（令和4年2月16日（水））（書面開催）

### (3) 専門委員会

①第1回総務・企画専門委員会（令和3年8月24日（火））

②第1回競技・式典専門委員会（令和3年8月24日（火））

③第1回宿泊・衛生専門委員会（令和3年8月25日（水））

④第1回輸送交通・警備専門委員会（令和3年8月25日（水））

## 2 開催準備業務の推進

### (1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

大津市開催推進総合計画の第一次改定（令和4年2月16日（水）第2回常任委員会審議）

### (2) 広報啓発活動の推進

国スポ・障スポPR活動の実施

ア ブランチ大津京eスポーツフェスティバル（令和3年8月1日（日）、令和4年3月13日（日））にてPRブースの出展

イ JFA レディース/ガールズサッカーフェスティバル（令和4年2月11日（金））にてPR活動

ウ 皇子山総合運動公園野球場スコアボードリニューアル記念イベント（令和4年3月12日（土））にてPR活動

大津市準備委員会ホームページの開設（令和4年3月28日（月））

URL：<https://otsu-kokuspo2025.jp>

### (3) 各種調査業務

県競技団体等と連絡調整のもと滋賀県開催準備委員会が行う各種調査への回答作成

調査項目	調査期間
① 競技別リハーサル大会開催意向調査（第2次） 競技別リハーサル大会運営経費調査（第1次）	4月30日（金）～12月10日（金）
② 競技会運営経費調査（第1次）	4月30日（金）～1月11日（火）
③ 障スポ リハーサル大会日程に関する事前調査	6月18日（金）～7月30日（金）
④ 競技別会期（第2次）調査	6月18日（金）～9月15日（水）
⑤ 競技用具整備計画（第2次）調査 （練習会場を含む）	6月18日（金）～11月15日（月）
⑥ 競技役員等（第2次）編成調査	6月18日（金）～11月15日（月）
⑦ 自衛隊協力要請意向調査	6月18日（金）～11月15日（月）



⑧ 練習会場案（第2次）調査	6月18日(金)～11月15日(月)
⑨ 競技施設整備計画（第4次）調査	9月13日(月)～11月5日(金)

### 3 先催地調査

- (1) 第76回国民体育大会（三重とこわか国体）リハーサル大会視察調査  
カヌー（スラローム、ワイルドウォーター）（松阪市・多気町：令和3年4月24日（土）～令和3年4月25日（日））
- (2) 第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）リハーサル大会視察調査  
①テニス（宇都宮市：令和3年7月15日（木）～令和3年7月16日（金））  
②バドミントン（大田原市：令和3年11月20日（土）～令和3年11月21日（日））  
③フェンシング（上三川町：令和3年12月17日（金）～令和3年12月19日（日））
- (3) 第76回国民体育大会（三重とこわか国体）三重県市町事務局視察  
①津市（令和3年10月20日（水）（ライフル（25m））、令和3年10月27日（水））  
②四日市市（令和3年11月11日（木））  
③多気町（令和3年12月12日（日））  
④伊勢市（令和3年12月15日（水））
- (4) 第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）栃木県市町事務局視察  
宇都宮市（令和3年11月22日（月））

### 4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 滋賀県開催準備委員会との連絡調整  
①第22回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会（令和3年4月30日（金））  
②第23回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会（令和3年6月18日（金））  
③第24回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会（令和3年9月13日（月））  
④第25回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会（令和4年1月27日（木））
- (2) 県競技団体との連絡調整  
ア 中央競技団体正規視察  
サッカー（令和3年8月4日（水））  
※甲賀市（水ロススポーツの森陸上競技場）にて実施
- イ 競技別連絡調整会議  
本市開催予定の国民スポーツ大会12競技のうち11競技（サッカー競技については他市町の競技会場地調整中のため競技別連絡調整会議の実施はなし）、全国障害者スポーツ大会2競技について、競技毎に県競技団体、滋賀県開催準備委員会、関係会場地市町との会議を開催

### 5 その他

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会事務局執務室の移転（令和3年7月19日（月））

## 令和3年度収支決算（案）

## 【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	説明
負担金	7,511,000	7,511,000	0	大津市負担金
繰越金	533,890	533,890	0	前年度繰越金
雑収入	1,000	49	▲ 951	預金利息等
合計	8,045,890	8,044,939	▲ 951	

## 【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	説明
総務費	1,768,890	0	1,768,890	768,750	1,000,140	
会議費	692,000	0	692,000	227,488	464,512	総会、常任委員会、専門委員会開催経費 (会場使用料 等)
事務局費	1,076,890	0	1,076,890	541,262	535,628	備品購入費、消耗品費、通信運搬費 等
開催推進費	6,276,000	0	6,276,000	4,572,446	1,703,554	
広報啓発費	742,000	1,000,000	1,742,000	1,412,472	329,528	国スポ周知等横断幕 等
委託料	4,000,000	△ 1,000,000	3,000,000	2,795,650	204,350	準備委員会ホームページ作成業務委託
旅費	1,534,000	0	1,534,000	364,324	1,169,676	いちご一会とちぎ国体リハーサル大会視察 等
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
合計	8,045,890		8,045,890	5,341,196	2,704,694	

収入総計	8,044,939 円
支出総計	5,341,196 円
差 引	2,703,743 円

(差引金額は次年度準備委員会会計へ繰越)

# 監 査 報 告

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会会則第17条の規定に基づき、令和3年度における第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の収支決算について会計書類に基づき監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和4年 8 月 5 日

監事

大津市会計管理者

遠藤美菜子



監事

大津商工会議所

山田 崇



## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の 設置及び会則の改定（案）

### 1 趣旨

令和4年7月14日に開催された（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、滋賀県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25項第1号に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）を改組することで「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置するもの。

### 2 実行委員会の設置の概要

#### （1）名称

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

#### （2）組織

準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

#### （3）役員、委員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

### 3 会則の改定等

（1）組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改定する。

（2）これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規定（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に読み替え、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

#### 【参考】国民体育大会開催基準要項（抜粋）

##### 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

（2）～（5）略

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
 大津市準備委員会会則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会会則</p>	<p><u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会</u>会則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(名称)</p>	<p>(名称)</p>
<p>第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。</p>	<p>第1条 本会は、<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会</u>（以下「<u>実行委員会</u>」という。）と称する。</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。</p>	<p>第2条 <u>実行委員会</u>は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な<u>事務及び事業</u>を行うことを目的とする。</p>
<p>(所掌事項)</p>	<p>(所掌事項)</p>
<p>第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。</p>	<p>第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。</p>
<p>(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。</p> <p>(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。</p> <p>(3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。</p> <p>(5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>	<p>(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。</p> <p>(2) 競技会の開催に係る準備に関すること。</p> <p>(3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。</p> <p>(5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) その他、<u>実行委員会</u>の目的達成に必要な事項に関すること。</p>
<p>第2章 組織</p>	<p>第2章 組織</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。</p>	<p>第4条 <u>実行委員会</u>は、会長及び委員をもって組織する。</p>
<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。</p>	<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。</p>
<p>(1) 大津市を代表する者</p> <p>(2) 大津市議会を代表する者</p> <p>(3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表</p>	<p>(1) 大津市を代表する者</p> <p>(2) 大津市議会を代表する者</p> <p>(3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表</p>

する者

- (4) その他会長が特に必要と認める者  
(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名  
(2) 副会長 15名以内  
(3) 常任委員 50名以内  
(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。  
3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。  
4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。  
3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。  
4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。  
3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会

する者

- (4) その他会長が特に必要と認める者  
(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名  
(2) 副会長 15名以内  
(3) 常任委員 50名以内  
(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。  
3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。  
4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。  
3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。  
4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。  
3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会

長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条～第14条(略)

### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産

長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条～第14条(略)

### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産

は、大津市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

は、大津市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

### 附則

- 1 この会則は、令和4年8月 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、また、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。



# わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）大津市を代表する者
- （2）大津市議会を代表する者
- （3）関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 15名以内
- （3）常任委員 50名以内
- （4）監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。  
(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、大津市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

## 附則

- 1 この会則は、令和4年8月 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、また、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。